

農林水産省では 米国による関税措置に伴い 農林水産物・食品の輸出に関する 特別相談窓口を設置しています











農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課(特別相談窓口)

© 03-6744-2398

平日10時~12時、13時~17時 祝祭日、年末年始を除く



メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。

地方農政局等

北海道農政事務所(生產経営産業部 事業支援課)

東北農政局(経営·事業支援部 輸出促進課)

関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)

北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)

東海農政局(経営·事業支援部 輸出促進課)

近畿農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)

中国四国農政局(経営·事業支援部 輸出促進課)

九州農政局(経営·事業支援部 輸出促進課)

沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課)

- **©** 011-330-8810
- **©** 022-221-6402
- **Q** 048-740-0387
- **076-232-4233**
- **©** 052-223-4619
- **©** 075-414-9101
- **©** 086-230-4258
- **O**96-300-6363
- **O98-866-1673**

こちらもお役立てください /

米国関税措置等に伴う 日本企業相談窓口(JETRO)

https://www.jetro.go.jp/news/announceme



北米地域等を専門とする専門家を配置し、広く日本企業からの個別相談対応に当たります。

更に詳細な情報や品目ごとのお問い合わせが必要な場合には、 最適な相談先をご紹介いたします

米国の関税措置に関する日米協議:日米間の合意(米国時間7/22)(概要) 内閣官房関税事務局

(米国の関税措置の見直し)

- <u>相互関税</u> 追加関税25%(8月1日以降) →**15%(含:MFN税率)**(注)
 - (注) MFN関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。
- **自動車·自動車部品関税** 追加関税25% →**15%(含:MFN税率)** (注)
 - (注) 自動車の場合、MFN税率は2.5%。自動車の追加関税は半減。
- 半導体・医薬品関税 仮に分野別関税が課される場合も日本を他国に劣後する形で扱わない

(経済安全保障面での協力)

- 日米は、日本企業による米国への投資を通じて、経済安全保障上重要な9つの分野等(注)について、 日米がともに利益を得られる強靱なサプライチェーンを米国内に構築していくため、緊密に連携。
 - (注)半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、AI/量子等
- 日本は、その実現に向け、<u>政府系金融機関が最大5500億ドル規模の出資・融資・融資保証を提供</u> することを可能にする。出資の際における日米の利益の配分の割合は、双方が負担する貢献やリスクの度 合いを踏まえ、1:9とする。

(貿易の拡大)

- 日本は、以下の事項に関連する対応をとる(農産品を含め、日本側の関税引下げは含まれていない)。
 - ▶ バイオエタノール、大豆、トウモロコシ及び肥料等を含む米国農産品、及び半導体、航空機等の米国製品の購入の拡大。
 - ▶ MA米制度の枠内で、日本国内のコメの需給状況等も勘案しつつ、必要なコメの調達を確保。
 - ➤ LNG等米国産エネルギーの安定的及び長期的な購入。アラスカLNGプロジェクトに関する検討。

(非関税措置の見直し)

- 日本は、日本の交通環境においても安全な、米国メーカー製の乗用車を、追加試験なく輸入可能とする。
- 日本は、クリーンエネルギー自動車(CEV)導入促進補助金の運用に関して適切な見直しを行う。

対米輸出上位の農林水産物・食品品目の関税動向

- 米国向け農林水産物・食品の輸出額の大きい品目の多くで、対米輸出関税が低関税から15%に増加。
- 日米の合意について、事業者への説明を実施するとともに、生産者、事業者への影響を具体的に把握していく。

順位	品目	①対米国·輸出額 (億円)	②対世界·輸出額 (億円)	米国のシェア (①/②)	既存の	大統領令(4/2)	日米間の合意 (7/22)を 受けた
	農林水産物・食品	2,429	14,092	17%	輸入関税率 📗	輸入関税率	サスリス 輸入関税率 ^{注6}
1	アルコール飲料	265	1,337	20%	(日本酒) 3セント/L	3セント/L+10%	15%
2	ぶり	229	414	55%	(冷凍) 無税 (冷蔵 ^{注3}) 3%		150/01
3	ホタテ貝(生鮮等)	191	695	27%	無稅	10%	15%
4	緑茶	161	364	44%	無税 (風味有) 3.2%		150/61
5	ソース混合調味料	142	630	23%	(マヨネーズ等) 6.4%	16.4%	15%
6	牛肉	135	648	21%	(枠内 ^{注4})4.4セント/kg	4.4セント/kg+10%	15%
					(枠外) 26.4%	36.4%	26.4%
7	清涼飲料水	94	574	16%	0.2セント/L ^{注5}	0.2セント/L+10%	15%
8	ごま油	82	120	68%	0.68セント/kg	0.68セント/kg+10%	15%
9	菓子(米菓を除く)	66	344	19%	無税~12.2%	10%~22.2%	15%
10	練り製品	42	113	37%	無税	10%	15%
14	*	25	120	21%	(精米) 1.4セント/kg (玄米) 2.1セント/kg		

(出典) 輸出額は、財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成 実績は2024年。

注1:農林水産物・食品には、少額貨物を含めていない。少額貨物を含めた総額は、1兆5,071億円。 注2:米は援助米を除く。 注3:冷蔵したもので、鱗を取り6.8kg以下の直接包装したもの。 注4:65,005トンまで。 注5:ラムネ、緑茶等 注6:米国大統領令におけるEUの記載によれば、従量税は、各貨物の単位当たり価額から従量税を従価税換算した上で15%以上か未満かを判断されることとなる見込み(例えば価額が10ドル/L の日本酒であれば、従価税換算で0.3%)